

景品表示法検討会

第 10 回 議事録

消費者庁

景品表示法検討会事務局

第10回 景品表示法検討会

1. 日 時：令和4年12月22日（木）10：00～10：25

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題：

- ・事務局からの説明（景品表示法検討会 報告書（案）について）

4. 出席者

（委員）中川委員（座長）、大屋委員、小畠委員、川村委員、白石委員、古川委員

（消費者庁）河野大臣、新井長官、真渕審議官、南表示対策課長、黒木消費者制度課長ほか

（オブザーバー）公正取引委員会、全国知事会、独立行政法人国民生活センター

5. 配布資料

資料1 景品表示法検討会 報告書（案）

資料2 第10回景品表示法検討会意見（増田委員提出資料）

○事務局 それでは定刻になりましたので、第10回景品表示法検討会を開催いたします。

本日は、委員・オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしておりますので、まずは皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様の御名前を順番にお呼びいたします。画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにして御返事いただき、その後再度マイクをオフにしていただけますでしょうか。

(各委員の接続状況を確認)

確認がとれました、ありがとうございます。

なお、本日は、増田委員が所用により御欠席となり、沖野委員が遅れての御出席となっております。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、オブザーバーの皆様は、マイクだけでなく、カメラについても常時オフに設定をお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと存じます。中川座長、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○中川座長 おはようございます、中川でございます。本日は御多忙のところ、各委員に御参集いただきありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

冒頭に、河野太郎内閣府特命担当大臣より御挨拶をいただきたいと思います。大臣、どうぞよろしくお願ひいたします。

○河野太郎内閣府特命担当大臣 おはようございます。消費者および食品安全を担当しております河野太郎でございます。この景品表示法検討会、第10回の開催となりました。本当にお忙しい中、今日も御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

この景品表示法が出来たのは、昭和37年の制定・施行と聞いておりますから、私より古いのだなと思っておりますが、今年で、この法律は60周年になるわけでございます。不当な表示等を規制することで、消費者がより良い商品あるいはより良いサービスを合理的に、かつ、自主的に選択することができる、そういう

意味で大変重要な法律だと思っております。

平成26年に、この法律改正がございましたが、一定期間が経過し、またこの間、デジタル化あるいは国際化の進展といった大きな社会環境の変化もございました。そうしたことを踏まえて、今年の3月から10回にわたり、様々な角度から議論、検討をしていただいたと承知をしております。中川座長をはじめ、委員の皆様には、毎回熱心に長時間の御議論をいただきまして本当にありがとうございました。

今日の検討会は、報告書の取りまとめに向けた議論を行っていただくと聞いております。ぜひ委員の皆様におかれましては、最後まで積極的な御議論を賜り、しっかりと取りまとめをしてくださいますようお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○中川座長 河野大臣、どうもありがとうございました。なお、大臣は公務の都合によりこれで御退席をされます。本日はどうもありがとうございました。

(河野大臣退席)

○中川座長 それでは再開いたします。本日使用する資料の確認をいたします。事務局からお願ひいたします。

○事務局 それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。まず、「議事次第」がございまして、続きまして、資料1といたしまして、「景品表示法検討会 報告書（案）」を御用意しております。また、資料2といたしまして、増田委員から御提出いただきました意見の書面を御用意しております。以上でございます。

○中川座長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。まずは資料について説明をいただきたいと思います。事務局からお願ひいたします。

○事務局 それでは、事務局から資料につきまして御説明申し上げます。

まず資料1、報告書（案）を御覧ください。こちらは、前回の検討会で骨子を出させていただきましたけれども、そちらで御議論いただいたこと等を踏まえまして、事務局のほうで座長と御相談し作成させていただいております。

前回御議論いただいたことを中心に、要所に絞って御説明を申し上げます。

まず1枚おめくりいただきまして、1枚目は目次となっております。

その次に「はじめに」として冒頭の言葉を入れております。こちらは骨子の通りでございまして、記載を充実させております。

さらに1枚おめくりいただきまして、2ページ目以降で「第1 検討の背景」を書かせていただいております。こちらも骨子に記載していたとおりでございますけれども、白書の図表とかデータとかを追加いたしまして、記載を充実させていただいております。

1点だけ、12ページ目でございますけれども、そこの「(2) 課徴金調査に適切に対応できない事業者の存在」と記載させていただいております。こちらは、骨子では、調査に対応しない非協力の者がいるというふうに書かせていただいたところでございますけれども、特に中小事業者を中心に売上額データを整理しておらず、課徴金調査で適切に売上額を報告できない事業者が存在する、こういった事例のほうが、より一般的ということで、このように記載を修正させていただいております。後ろのほうで、個別の論点のところで売上額の推計のところですが、同様の記載がございまして、そちらのほうでも修正をさせていただいております。

14ページ目以降で、「第2 検討」といたしまして、個別の論点について記載をさせていただいております。

主な変更点でございますけれども、だいぶ飛びましてすみません、まず18ページ目でございますけれども、抑止力の強化の「イ 考えられる対応」(ア)の2つ目のパラのなお書きのところでございます。前回の検討会におきまして、課徴金と罰金の関係につきまして、補足資料も御準備いたしまして御議論いただきました。その内容をもとに記載を追加させていただいております。22ページ目の刑事罰のところでも同じ内容を再掲させていただいております。

続きまして25ページ目でございます。買取りサービスに係る考え方の整理について記載しております。こちら、前回の検討会で、補足資料にも記載させていただきまして、精力的に御議論いただいたところでございます。「ア 問題の所在」、1枚おめくりいただきまして、26ページ目、「イ 考えられる対応」のところでございますけれども、前回の御議論を踏まえて記載をしております。考えられる対応のところでございますけれども、「買取りサービスについて、単な

る仕入れではなく、『消費者が保有する物品を鑑定等して、それを現金に変える』という『役務』を『供給』していると認められる場合には、『自己の供給する（商品又は）役務の取引』に含まれると考えられる。この場合、現に一般消費者に誤認を与える不当顧客誘引行為が行われるときには、現行の景品表示法によって規制可能である。このように、買取りサービスが『自己の供給する（商品又は）役務の取引』として規制可能であることを明確化するため、運用基準の記載を見直す必要がある。』というふうに記載しております。

次の27ページ目から28ページ目にかけまして、適格消費者団体との連携について記載しております。こちらの28ページ目で、「イ 考えられる対応」のところでございますけれども、前回の御議論で、消費者裁判手続特例法第91条において、景表法に基づく書類も提供することができることとすべきとの意見があり、他方で、特例法の検討会で将来的な検討課題とすると結論づけられたこと、また、同条の施行からわずか半年であるということから、時期尚早とも考えられるとの意見もあった、というふうに、前回2つ大きな御意見がありましたので、両方の意見を書かせていただいております。その上で、3パラ目でございますけれども、「このような議論の状況を踏まえると、特定商取引法等に関する書類の提供の運用状況等を少なくとも1年程度みた上で、近い将来に消費者裁判手続特例法91条において景品表示法に基づく処分に関して消費者庁が作成した書類も提供することができることとすべきか検討すべきである。」というふうに記載しております。ここについては以上でございます。

次、30ページ目から31ページ目にかけまして、不実証広告に関する立証責任等のところでございます。こちら細かいところでございますけれども、31ページ目一番最後、なお書きのパラのところでございますけれども、この語尾が、前回の骨子ですと「望まれる。」としていたところ、他のパラでは「すべきである。」としているところでございまして、記載を揃えるべきであるという御指摘がございましたので、こちらも「すべきである。」という語尾に揃えております。

次に32ページ目以降でございますけれども、中長期的に検討すべき課題について記載をさせていただいております。

まず1つ目、課徴金の対象の拡大というところでございますけれども、「ア問題の所在」というところで、前回の御議論において、おとり広告のように、か

つては、特定地域、狭い地域内の問題に留まっていたものが、「近年では、ウェブサイト広告等を用いた社会的関心を集める事件」もあるという御指摘があったところでございますので、その記載を追加しております。

続きまして、34ページ目から35ページ目にかけまして、デジタル表示の保存義務というところでございます。35ページ目でございますけれども、一番上のところ、なお書きのところで、「景品表示法第26条第2項に基づき改定された『事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針』」、これについての記載を追加させていただいております。この点につきましては、前回の検討会におきまして、このような動きも最近あったところですので、引き続き要注意、ウォッチしていくべきだという御指摘もございましたので、この記載を追加させていただいております。

37ページ目からダークパターンについて記載させていただいておりまして、38ページ目、注のところに、OECD消費者政策委員会が本年の10月に出しましたペーパーにおいて、ダークコマーシャルパターンの実用的な定義というのを出しておりますので、その点について記載を追加させていただいております。

以上を踏まえまして、39ページ目に「おわりに」ということで、結語を書かせていただいております。本検討会では、早期に対応すべき課題と中長期的に検討すべき課題に分けて検討を行った、早期に対応すべき課題については、消費者庁において、必要な改正法案の検討作業を進めるなど適切に対応を進めることを期待したい、中長期的に検討すべき課題については、引き続き状況を注視してほしい、というふうに記載させていただいております。最後に、「上記の課題への取組を進めることにより、景品表示法が、デジタル化や国際化をはじめとする、大きな社会状況の変化に対応し、引き続き、一般消費者の利益を確保していくために有効かつ適切なものとなることを期待する。」と記載させていただいております。

本文については以上でございまして、後ろのほうに名簿とか開催状況について掲載しております。資料1につきましては以上でございます。

続きまして資料2のほうで、増田委員から、本日御欠席でございますけれども御意見を頂戴しております。

簡単に御紹介させていただければと思います。最初のところで報告書（案）、考えられる対応について、賛成していただけたところでございます。すでに検

討会でも御発言いただいているところですけれども、意見を記載していただいております。「1 確約手続きについて」のところでございますけれども、今後、ガイドラインを策定するにあたって留意すべき点を3点、記載していただいております。1点目として、悪質かつ重大な事案については確約手続きの対象とはしないことを明確にしてほしい、2点目として、消費者への返金は、妥当な額を算定し返金することを原則にしてほしい、3点目といたしまして、事業者名は公表してほしい、ということを記載していただいております。2は、適格消費者団体との連携のところで、先ほど申し上げたところでございますけれども、出来るだけ早い機会に検討していただきたい、というふうに記載していただいております。3は、課徴金の対象の拡大についてでございまして、これも引き続き継続して検討していただきたい。4のデジタル表示の保存義務についても引き続き検討していただくとともに、管理上の指針について、事業者への周知徹底をお願いしたい、こういった御意見を頂戴しているところでございます。

資料につきましては以上になります。

○中川座長 ありがとうございました。それでは、ただ今事務局から説明がありました報告書案についての意見交換に移りたいと思います。

報告書そのものですけれども、先ほども御紹介がありました、事務局と私とで議事録等も確認しながら、これまでの委員の御発言を過不足なく取り入れるように配慮したつもりでございます。意見の一致があったところは一致したと書き、一致していないところについては各意見、どのように分かれたかと、そして差し当たり、この検討会ではどのような結論にするか、という書きぶりにしているつもりでございます。

それから、本日御欠席の増田委員の資料2でございますが、これまでの会議で御発言されたことの確認という趣旨だと理解しておりますので、その意味では、報告書(案)には、増田委員からの御発言の趣旨はすでに組み込まれているというふうに考えております。

それでは、報告書(案)につきまして、御発言を希望される方に挙手を聞いて、そして検討するというふうにしたいと思いますので、どなたからでも挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

特にございませんか、よくまとまっていると、お褒めいただいたというふうに

理解してもよろしいでしょうか。古川委員、お願いいいたします。

○古川委員 古川でございます。私、特にコメント、報告書については特に何もないのですけれども、お時間あるようでしたら、この間、少し考えていたことをお話させていただければと思っております。今般、確約手続きを入れるというところで、端緒件数が増える一方で、なかなか措置が出来ていない傾向にあるので、不当表示に対応するために確約制度を導入するということでございます。他方で、都道府県の措置命令件数が少数に留まっていることに関して、都道府県の人的資源が限られているですとか、専門性の高い判断を求められる場合があるということ指摘されている、ということだと理解しております。そうすると、今回の確約手続きというのは、あくまで消費者庁の調査に関して導入するものだと思うのですけれども、将来的に、都道府県のほうにも確約手続きを導入することを検討しなくて良いのかというところは少し思った次第です。今回、ここまで来ているので、今すぐどうという話ではないのですけれども、中長期的に検討する課題として、今更で恐縮なのですが入れていただいても良いのかなと思った次第でございます。

○中川座長 ありがとうございました。この点は、もちろん将来的には課題になろうかと思います。まずは、都道府県ですかね、自治体の場合はそもそも措置命令というか、基本的な権限さえ、なかなか行使する体制にないところが多いということですので、それをなんとかしようというのが、今回の検討会では一つの項目として立てたところでございます。

これは将来のことですけれども、例えば、確約相当なもの、都道府県が調査を始めて、確約相当なものが仮にあったとすると、これは、そこからは消費者庁の手に、むろん都道府県から連絡してくれればですけれども、消費者庁で確約するということも、それは考えられるという理解でよろしいですか。はい。そうしますと、都道府県が関わったから、もう一切確約がないというわけではなくて、消費者庁の手で確約に移行するということもあり得るのだろうと。その上で、都道府県が自分たちも自ら確約をやれる体制になってくるかもしれない。確約は、おそらく色々経験が必要な、相手をどう見極めるかとが必要かと思いますので、都道府県で練度が上がってくれれば、消費者庁だけではなくて、都道府県もという話

になろうかなと思います。そうなってほしいと思いますけれども、それは様子を見ながらになるかと思います。そんなふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○古川委員 ありがとうございます。異存ございません、ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。小畠委員、お願ひいたします。

○小畠委員 お時間頂戴しまして恐縮でございます。

まずもって中川座長、それから事務局の皆様に、ここまでしっかり報告書を取りまとめていただきまして誠にありがとうございます。特段、この結論について申し上げることはなくて、異存ないというところでございますけれども、1点だけ、資料のところで、もし加筆いただければ、というところを申し上げさせていただければと思います。

本文の22ページから23ページにかけて、参考資料3というのがございまして、行政処分に加えて刑事罰の対象となっていて、ということで法律が挙げられているのですけれども、この文章の流れからすると、もっぱら課徴金と刑罰が併用されているかどうかに焦点が当たっているものですから、この図だけ見て、これらの法律すべてで、課徴金と刑罰が両方あるというふうに誤解されてもいけませんので、課徴金があるのは、おそらく一番最初にある薬機法だけだと思いますので、この表の一番下あたりに、薬機法には課徴金がありますよ、というようなことを注意書きで入れていただければと思います。以上です。

○中川座長 ありがとうございました。

この22ページの(4)の刑事罰の活用というのは、これは最初のアの部分は、課徴金に限った話ではないですかね、行政処分に加えて刑事罰で、イのなお書き、イの2段落目で、そのうち行政処分のうち、課徴金と罰金との関係というのを書いているわけですので、全体としては、課徴金を含む様々な措置命令等の行政処分、措置命令を含めて行政処分、課徴金はあることもあればないこともある。その行政処分に加えて、刑事罰もという、そういう文脈で書いていますので、参考

資料は、そういう意味では課徴金以外のものも入っていますね。その上で、先ほど小畠委員がおっしゃったように、すべてに課徴金があるわけではないと、それは書いたほうが親切だと思いますので、先ほどおっしゃっていただいたように、薬機法だけ行政処分に課徴金がありますよ、ということを表の下に書くという、そういう御提案でしたよね。それであればOKですね。それはそのようにさせていただきたいと思います。

○小畠委員 ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございました。

というわけで、そろそろ意見交換は終わりということになりますが、他よろしくございますか。ありがとうございました。それでは意見交換は以上とさせていただきます。

先ほど、小畠委員から御提案のあった一文を書き加えるという修正をして、最終の取りまとめとしたいと思います。

これで本検討会は終わりですけれども、私から最後に申し上げます。本当に、各委員から建設的な意見、それから様々な知見をいただきましてありがとうございました。ちょっと自画自賛になりますけれども、上手くまとまつたのではないかと思います。

いくつか法改正事項がございまして、これは、我々が思っている以上に、もしかすると非常に実効性が高まるのではないか、というふうな期待もひそかにしているところでございます。

もちろん意見の分かれたところもございますので、それは今後の法改正、ないしは執行状況を通じて、また様々に委員から御意見があろうかと思いますが、それはまた、今後、それぞれのお立場から御発言をいただきたいというふうに思います。

そして事務局、本当にお疲れ様でございました。大変な調整作業をしていただいたというふうに理解しております。

それではこれで検討会を終了とさせていただきたいと思います。皆様、誠にありがとうございました。本日はお忙しいところ御参集をいただきありがとうございます。全10回にわたる本検討会への御参加に改めて感謝を申し上げます。

ありがとうございました。それではこれで終了とさせていただきます。ありがとうございます。

(了)